住宅・宅地復旧リーフレット

令和８年８月記録的大雨により
ご自宅が被災された皆様へ

【令和８年11月13日時点】

令和８年８月記録的大雨により
被災された皆様には、
心からお見舞い申し上げます。

　このリーフレットは、ご自宅が被災された皆様が、被害等の状況に応じて受けられる支援制度の概要について取りまとめたものです。
　詳細については、各支援制度ごとの窓口にお問い合わせください。

富山県

住宅の復旧のための各種支援制度のご案内

受けたい支援の内容から、ご活用いただける制度を確認できます。

＜住宅の応急修理＞

○被害（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊）を受けた住居の応急修理をして、とりあえず住めるようにしたい

➤ ① 住宅の応急修理制度

＜生活再建への支援＞

○住宅に被害（全壊、大規模半壊）を受けたため、復旧のための支援を受けたい

➤ ② 被災者の生活再建のための支援金の給付

＜住宅の建替え・補修・賃貸など＞

○被害（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊等）を受けた住宅について、最終的に、新たに建設/購入・補修・賃借するかどうかを決めた

➤ ② 被災者の生活再建のための支援金の給付

○被害を受けた宅地の復旧の支援を受けたい

➤ ③ 宅地復旧支援事業

＜被害を受けた住宅等の解体・土砂撤去＞

○被害（全壊）を受けた家屋等を解体したい

➤ ④ 損壊家屋等の公費による解体・撤去

○被害を受けた宅地の堆積土砂を撤去したい

➤ ⑤宅地堆積土砂排除支援事業
現在、氷見市にて実施しております。お住まいの市へご相談ください。

＜その他の支援＞

○その他、被害にかかわらず受けられる支援を知りたい

➤ ⑥知事見舞金の支給
詳細は裏面右側の被災者支援パッケージにてご確認ください。

➤ ⑦災害義援金の配分

各種支援制度の概要

住宅の復旧のために、**罹災証明書による被害の程度に応じて**、
以下の支援制度が利用できます。

※「**罹災証明書**」は、災害による住宅の被害の程度等を証明する書類です。被災者生活再建支援金などの申請のほか、税金の減免、各種融資などの様々な申請に必要となります。
なお、罹災証明書の**申請窓口は、お住まいの市町村です。** 国制度 県制度

支援制度	罹災証明書による被害の程度					
	全 壊	大規模半壊	中規模半壊	半 壊	準半壊 床上浸水	一部損壊 床下浸水
①住宅の応急修理制度 住宅の応急修理費用を支援(※1)	75万7千円（最大）				36万7千円（最大）	
②生活再建支援金(基礎) 生活再建を支援(※2、※3)	100万円	50万円	再建方法に応じた支援			
②生活再建支援金(加算) 住宅を新たに建設・購入する場合(※2、※3)	200万円	200万円	100万円	100万円	（半壊に至らない床上浸水）50万円	対象となる場合があるため、市町村にお問い合わせください。
②生活再建支援金(加算) 被災住宅を補修する場合(※2、※3)	100万円	100万円	50万円	50万円	（半壊に至らない床上浸水）25万円	
②生活再建支援金(加算) 賃借住宅に住む場合(※2、※3)	50万円	50万円	25万円	25万円	（半壊に至らない床上浸水）10万円	
③宅地復旧支援事業 被害を受けた宅地の復旧の支援	現在、高岡市・氷見市において実施されていますので、お住まいの市にお問合せください。（766万6千円（最大）※約2/3補助）					
④公費による解体・撤去 損壊家屋等の解体・撤去	解体・撤去の対象					
⑤宅地堆積土砂排除支援事業 宅地の堆積土砂を撤去	現在、氷見市において実施されていますので、お住まいの市にお問合せください。					
⑥知事見舞金	10万円	5万円	5万円	5万円	（半壊に至らない床上浸水）5万円	
⑦災害義援金	60万円	45万円	30万円	15万円	準半壊 6万円 床上浸水 5万円	1万円

※1 全壊の場合も応急修理を実施することで居住可能であれば支援の対象となります。
※2 世帯数が1人の場合は、金額×3/4が支給額となります。
※3 国制度は氷見市のみ対象（国制度の対象とならない市町村については、県独自制度により、国制度と同様の支援金を支給します）

各種相談窓口

各支援制度の問い合わせ・相談窓口は以下のとおりです。

市町村名	対象事業	担当部署	電話番号
高岡市	①、③ ②、⑥、⑦	建築政策課 社会福祉課	0766-20-1429 0766-20-1367
氷見市	①、⑤ ② ③ ④ ⑥ ⑦	都市計画課 市民課 都市計画課 環境保全課 福祉介護課 会計課	0766-74-8078 0766-74-8010 0766-74-8090 0766-74-8065 0766-74-8111 0766-74-8121
小矢部市	①	都市建設課	0766-53-5845
射水市	①	建築住宅課	0766-51-6683
立山町	⑦	健康福祉課	076-462-9954

各支援制度の県の問い合わせ先は以下のとおりです。

①：富山県危機管理局防災課　TEL：076-444-9697
②：富山県厚生部厚生企画課　TEL：076-444-3196
③：富山県土木部建築住宅課　TEL：076-444-9687
④：富山県生活環境文化部環境政策課　TEL：076-444-3140
⑤：富山県土木部都市計画課　TEL：076-444-3346
⑥：富山県厚生部厚生企画課　TEL：076-444-3196
⑦：富山県厚生部厚生企画課　TEL：076-444-3196

その他の支援制度については、富山県ホームページで「令和8年8月記録的大雨に係る被災者支援パッケージ」として掲載しています。併せてご確認ください。

被災者支援パッケージはこちら⇒